



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

福祉・人権

地域福祉推進分科会を開催

時 7月28日(木)、午後1時30分から、**所** 福祉文化会館4階会議室、**定** 先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**申** 7月1日、午前9時から、左図読み取りから申込または、電話、ファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、地域福祉課
☎ 620・1634、**☎** 621・1660



地域包括支援センター運営協議会を開催

時 7月14日(木)、午後2時から、**所** 市役所南館8階中会議室、**定** 先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**申** 左図読み取りから申込または、電話、ファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、福祉総合相談課 **☎** 655・2758、**☎** 620・1720



緊急通報装置を設置

対 重度障害者やおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、障害や疾病等により緊急時に電話で連絡を取ることが困難な人、**内** ボタンを押すこと等で市が業務委託する警備会社に通報される装置を設置、**¥** 所得に応じて月1584円、792円、無料、**備** 電話回線

の種類等の設置条件あり、**問** 重度障害者等Ⅱ障害福祉課 **☎** 620・1636、高齢者Ⅱ長寿介護課 **☎** 620・1637

調理が困難な高齢者に配食を実施

対 65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯等で、調理が困難かつ安否確認が必要な要介護認定を受けている人、**内** 市委託事業者が栄養バランスの取れた食事を週2食まで自宅に届け、**¥** 1食あたり510円(市民税非課税・生活保護受給世帯は410円)、**申** 担当のケアマネジャー(いない場合は各小学校区の地域包括支援センター)、**問** 長寿介護課 **☎** 620・1637



介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。**対** 次の **△** **□** いずれかに該当する人、**△** 次の全てに該当し、市が認定した

人、①市民税非課税世帯、②世帯の年収が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下、

③世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下、④日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤医療保険の扶養家族ではない、⑥親族等の援助が期待できない、⑦介護保険料を滞納していない、**内** 生活保護受給者、**□** 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、**内** **△** 利用者負担額(10%相当分)、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%(ただし、高齢福祉年金受給者は50%)、**□** 個室居住費または滞在費全額、**問** 利用先の社会福祉法人または長寿介護課 **☎** 620・1639

介護保険料の納入通知書を送付

7月上旬に65歳以上の人へ介護保険料納入通知書を送付します。納付書払いの人は、各納付期限までに納めてください。7月中旬を過ぎても届かない場合はご連絡ください。**問** 長寿介護課 **☎** 620・1639

介護保険負担割合証を送付

要支援または要介護の認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付します。有効期間は8

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象を拡大

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に1世帯あたり10万円を支給しています。今回、令和4年度分の住民税均等割が新たに非課税となった世帯も支給対象となりました(2月以降に支給を受けた世帯等除く)。なお、市役所南館9階に相談窓口を設置しています。

対 基準日(6月1日)に、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が新たに非課税となった世帯、**備** 詳細は右図読み取り参照、**申** 9月30日までに、オンライン手続きまたは市が送付する確認書を返送、**問** 同給付金コールセンター **☎** 655・0159(平日、午前9時~午後5時)



月1日〜来年7月31日です。本人・同一世帯の第1号被保険者の所得・年金収入に応じて、1〜3割の負担割合が記載されています。☎長寿介護課 ☎620・1637

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定には、有効期間があります。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用を希望する場合は、必ず有効期間内（できれば有効期間満了1か月前まで）に更新手続きをしてください。☎長寿介護課 ☎620・1637

男女共同参画推進審議会を開催 保

☎7月20日(水)、午後2時〜4時、**所**ローズWAM501・502、**定**先着5人、**備**一時保育は7月11日までに要申込、**申**右下図読み取りから申込または、電話・ファックスで、人権・男女共生課 ☎620・1640、**FAX**620・1725



中学生〜若者のみなさん、ユースプラザで待っています

居るところがなかったら、やることになかったら、話せる人・わかつてくれる人がいないとき、がまんできないほどしんどくなる前に、落ち着いて過ごせる、安心して相談できるユースプラザに来てみませんか。詳細は市HPからご覧ください。

☎午前9時〜午後9時、**所**こども総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館内、月・日曜日休み ☎628・6993、いばらきLOBBY（豊川のち・愛・ゆめセンター分館内、月・火・日曜日休み） ☎080・96075051、プラザ・あい（府宮茨木安威住宅B-5棟103・B-22棟集会所、月・水・日曜日休み） ☎655・1821、ベンポスタ・ぱーちスペース（沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内、火・木・日曜日休み） ☎655・3761、エント（ローズWAM・上中条青少年センター内、月・火・土曜日休み） ☎080・15214624

市人権擁護委員による相談

市では、人権擁護委員による人権相談を定期的に行っています。「これは人権問題では？」と感じたらご相談ください。☎人権・男女共生課 ☎620・1640

健康保険・年金

限度額適用認定証等の更新手続きを

入院・外来を問わず、同じ医療機関で1か月の医療費が自己負担限度額までの負担となる国民健康保険限度額適用認定証と、非課税世帯の人が入院時の食事代も減額となる国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。7月上旬に更新の案内を送付します。☎郵送で、〒567-8505 保険年金課（国保） ☎620・1631

高齢受給者証と

特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険高齢受給者証・国民健康保険特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日です。新しい証は7月下旬に送付します。☎保険年金課（国保） ☎620・1631

接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院の内容点検を実施

市では、医療費の適正化を図るため、国民健康保険の加入者を対象に、接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院にかかった際の施術内容の点検を実施しています。委託先（株オークス）から施術内容の確認書類が届いたら、期限までに回答のご協力をお願いします。☎保険年金課（国保） ☎620・1631

傷病手当金のご利用を

国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度被保険者で給与等の支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合に、その療養のため就労できず、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなったときは、同手当金を支給します。☎保険年金課（国保） ☎620・1631

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、ください。また、平日に銀行に行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。
時【夜間】7月25日(月)、午後8時まで、【休日】24日(日)、午前9時〜午後5時、**所**①国民健康保険料=市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料=市役所本館2階13番窓口、**備**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。
問①保険年金課（徴収） ☎620・1631、②収納課 ☎620・1616

最寄りの金融機関で納めて



本館東玄関横

新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料の減免

保) ☎620・1631、(高齢) ☎620・1630
 新型コロナウイルスに感染、または



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

同感染症の影響により収入が減少した被保険者に対して後期高齢者医療保険料を減免できる場合があります。申請はお問い合わせください。**問** 保険年金課（高齢） ☎ 620・1630、市コールセンター ☎ 665・5222

10月から後期高齢者医療保険の医療費の窓口負担割合が変更

10月1日から、住民税課税所得が28万円以上ある人で一定以上の所得（同一世帯に後期高齢者医療保険加入者が1人の場合は年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上、2人以上の場合は320万円以上で加入者全員適用）となる人は、現役並み所得者（3割負担）を除き、窓口負担割合が2割となります。なお、窓口負担割合の変更の有無に関わらず、9月下旬までに新しい後期高齢者医療被保険者証（黄色）を送付します。また、2割負担になる人は、施行後3年間は外来の月々の負担増加額の配慮措置（最大3千円）があります。**問** 府後期高齢者医療広域連合 ☎ 06・4790・2028

予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。
時 7月12日（火）、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、**所** 保険年金

課、**定** 先着15人、**内** 国民年金、厚生年金等、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き以外は2点必要）、職歴メモ等（本人以外の場合は委任状）、**申** 7月1日、午前9時から、電話で同課（年金） ☎ 620・1632

障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。
時 7月4日（月）・13日（水）・22日（金）、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、**所** 保険年金課、**定** 各日先着6人、**内** 障害基礎年金受給手続に関する相談（障害厚生年金除く）、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等（本人以外の場合は委任状）、**申** 同課（年金） ☎ 620・1632

国民年金保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。本人・配偶者・世帯主（免除制度のみ）の前年の所得が一定額以下の場合に承認されます。また、退職を理由とした特例免除制度もありま

後期高齢者医療保険料の納付書等を送付

■ 保険料案内コールセンター ☎ 665・5222 のご利用を

同保険料の納付書、決定通知書に関するコールセンターを7月14日～29日（平日、午前9時～午後5時）の期間設置します。

■ 今年度の保険料額が決定

7月中旬に今年度の後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。

【普通徴収の人】 送付する納付書や口座振替等で納めてください。口座振替制度を利用することで、毎月の保険料が指定の口座から自動的に引き落とされ、納め忘れを防げます。ぜひご利用ください。

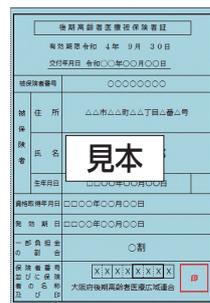
【特別徴収の人】 年金の受給額が年額18万円以上で後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、対象となる年金受給額の2分の1を超えない人は、原則、直接年金からの支払いになります（年度内に年齢到達・転入等により資格取得した人は、しばらくの間、普通徴収での納付になります）。**問** 保険料案内コールセンター ☎ 665・5222、保険年金課（高齢） ☎ 620・1630

■ 新しい被保険者証等を送付

【被保険者証】 75歳以上または一定の障害がある65歳以上の人の「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証（水色、見本参照）を7月下旬までに簡易書留で送付します。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】 住民税非課税世帯に属する被保険者が対象の、医療費（入院・外来）と入院時の食事代の負担が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人には、新しい認定証を7月下旬までに送付します。

【限度額認定証】 現役並み所得者の区分Ⅱ・Ⅰに属する被保険者が対象の、医療費（入院・外来）の負担が軽減される「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人には、新しい認定証を7月下旬までに送付します。**問** 保険年金課（高齢） ☎ 620・1630



す。保険料の未納が続くと、障害や死亡といった不慮の事態が発生したとき障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、各種制度をご利用ください。

6月分まで承認を受けている人で、7月以降も免除等を希望する場合は、8月末日までに改めて申請が必要です(継続での承認中の場合不要)。申請書は7月上旬に日本年金機構が送付する納付書に同封していただきますので、保険年金課または日本年金機構に申請してください(郵送可)。なお、免除や猶予の承認を受けた期間があると、全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。この承認を受けた期間については、保険料を追納すると、年金額を増やすことができますが、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされるのでご注意ください。**問**同課(年金) ☎620・1632

税金

家屋の取り壊し、新築、増築、用途変更をしたときはご連絡を

市では、固定資産税等の算定をするため、家屋調査を行っています。現状把握には、所有者の協力が重要です。家屋を取り壊した場合(一部・全部)や、未登記で新築、増築した場合、事務所から居宅へ用途変更した場合等

はご連絡ください。**問**資産税課 ☎620・1615

公共の用に供する道路所有者は固定資産税等非課税適用申告を

公共の用に供する道路等を所有している人が、固定資産税等の非課税適用を受けるためには非課税適用申告書の提出が必要です。申告がない場合は非課税とはなりません。

対公道から他の公道に通じ、通行に何の制限もなく不特定多数の人が利用できる道路、**問**資産税課 ☎620・1615

省エネ改修に伴う固定資産税減額

一定の省エネ改修を行った場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税除く)。**対**平成26年4月1日以前から所在する床面積50㎡以上280㎡以下の住宅(賃貸住宅除く)で、令和6年3月31日までに次の工事を完了するもの、**【工事内容】**①窓の断熱改修(必須)、②床、天井、壁の断熱、③太陽光発電装置、高効率空調機・給湯器等の設置工事で、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合すること、**¥**工事の自己負担額が60万円超(③の工事を含む場合は、①と②の合計が50万円超)、**¥**改修工事を完了の翌年度分に限り、家屋120㎡相当部分の固定資産税の3分の1(認定長期優良住宅は3分の2)を減額、**持**申告書、増改築等工事証明書(建築士等が発

行)、費用が分かる領収書(写)、改修工事に対する補助金を受けている場合はその内容がわかる書類、認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書、**申**工事を完了日から3か月以内に、資産税課 ☎620・1615

今月の納付(8月1日(月)まで)

- 国民健康保険料普通徴収第2期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第1期分
- 介護保険料普通徴収第4期分
- 固定資産税・都市計画税第2期分
- 一般廃棄物処理(清掃)手数料第1期分
- 下水道事業受益者負担金、公設浄化槽分担金第1期分

教育・子ども

教育委員会定例会を開催

時7月21日(木)、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**一部非公開の場合あり、**問**教育政策課 ☎620・1680

無料発達相談会

時7月25日(月)まで、**所**追手門学院大学茨木安威キャンパス地域支援心理研究センター、**対**3歳〜中学生と保護者、

定先着3組、**内**初回面接で相談を受け、必要に応じて後日発達検査、**備**口時は申込時調整、**申**7月1日〜8日に、同センター ☎643・94339(平日、午前11時〜午後5時30分)

自習室のご利用を

所①豊川・②沢良宜・③総持寺いのち・愛・ゆめセンター、**備**時間・利用方法・定員等詳細は左図読み取り参照、**問**各センター① ☎643・2069・② ☎635・7667・③ ☎626・5660



まいど子どもカードの登録を

対18歳未満の子どもがいる世帯(妊娠中の人、同居の祖父母も対象)、**内**シンボルマークのついた携帯電話画面等を協賛店舗や施設で提示すると、割引・特典等のサービスが受けられます。**備**新規会員登録、協賛企業・団体登録等詳細は府HP参照、**問**府子育て世帯応援



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

子どもの安全見守り隊参加者を募集

子どもが安心・安全に登下校できるよう、登校・下校時間の見守りが活動の中心です。通勤や散歩・買い物の途中、家の周りを掃除しながらなど、できる時にできる範囲での「ながら見守り」の参加も可能です。子どもたちを温かく見守る活動へのご協力をお願いします。

時【活動時間】 登校＝午前7時30分頃～8時30分頃、下校＝午後2時30分頃～4時頃、**備**登録者は市で一括して保険加入、腕章・帽子等の支給あり、**申**各小学校、**問**学校教育推進課 ☎ 620・1683



事務局 ☎ 072・813・0812（平日、午前10時～午後5時）

保育所等臨時休園等期間中のベビーシッター利用料を補助

対 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休園等の期間中に就労等で保育が困難なため、ベビーシッターを利用した市内在住の児童の保護者、**内** ベビーシッター利用料の一部を補助、**¥** 1人1時間2千円、**備** 利用要件等詳細は市HP参照、**申** 交付申請書、サービス費用がわかる領収書等（認可保育所等の利用または申込をしていない場合、保護者の就労証明書（市HPからダウンロード可）等も必要）を、郵送または直接、〒567-8505 保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638

企業主導型保育事業所における休日保育の利用料の一部を補助

対 就労等により休日の保育が困難なため、同事業所の一時預かりサービスを利用した市内在住の児童の保護者、**¥** 1人当たり1日4千円、**備** 利用要件等詳細は市HP参照、**申** 事前登録後、申請書（保育幼稚園事業課で配付、市HPからダウンロード可）とサービスの費用がわかる領収書、認可保育所等の利用申込をしていない場合は、保護者の就労証明書（同課で配付、市HPからダウンロード可）等を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1638

子育て世帯生活支援特別給付金を支給

対 次のいずれかに該当する人、①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けているひとり親世帯、②公的年金等を受けていることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親世帯（児童扶養手当に係る所得制限限度額を下回る人に限る）、③令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったひとり親世帯、④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和4年度分の住民税均等割が非課税、⑤令和4年3月31日時点で18歳未満（障害児は20歳未満）の児童の養育者であり、令和4年度分の住民税均等割が非課税、⑥令和4年3月31日時点で18歳未満（障害児は20歳未満）の児童の養育者であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税者と同様の事情があると認められる、**¥** 児童1人当たり一律5万円、**備** 振込予定日は6月下旬以降、申込方法等詳細は右下図読み取り参照、**申** ①④申請不要、②③⑤⑥申請書等（こども政策課または福祉文化会館2階で配付、市HPからダウンロード可）、申請者・請求者の本人確認書類（写）、受取口座を確認できる書類（写）等を、7月19日～12月23日、午前9時～午後5時（平日）に、原則直接、福祉文化会館2階（12月26日以降はこども政策課で来年2月28日まで受付）、**問** 同給付金コールセンター ☎ 655・0160（7月19日～12月23日、平日、午前9時～午後5時、それ以外の期間はこども政策課 ☎ 620・1625）



まちづくり

景観審議会の市民委員を募集

時 10月1日（土）から2年間（再任あり）、平日、年3回程度、**対** 18歳以上の市内在住・在勤・在学者（市の審議会等委員を3機関以上兼職している人、国または地方公共団体の議員・職員除く）、**定** 1人、**内** 景観に関する事項の審議等、**¥** 日額9千円、**申** 7月22日（消印有効）

都市計画審議会を開催

時 7月13日（水）、午前9時30分から、**所** 市役所南館8階中会議室、**定** 先着10人、

までに、下図読み取りから申込または、申込書（都市政策課で配付、市HPからダウンロード可）と小論文を、郵送・メール・直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1660、**✉** tosho@city.ibaraki.lg.jp



各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断	木造住宅	耐震診断費用の10/11	50,000円/戸
	共同住宅(木造住宅除く)	定額(戸数分)	25,000円/戸
	特定建築物(一定規模以上)	耐震診断費用の50%	1,000,000円/棟 ※3
耐震設計	木造住宅※1	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
	賃貸共同住宅(木造住宅除く)※2	耐震設計費用の2/3	1,500,000円/棟
	分譲共同住宅※2		3,000,000円/棟
耐震改修	木造住宅	700,000円/戸(定額) (一定所得以下の世帯は900,000円/戸)	
	賃貸共同住宅	①②のいずれか 少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅	①50,200円/m ² ②工事費用の1/3	25,000,000円/棟
除却工事	木造住宅	400,000円/棟(定額) (一定所得以下の世帯は600,000円/棟)	
	賃貸共同住宅(木造住宅除く)※2	①②のいずれか 少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅※2	①50,200円/m ² ②工事費用の1/3	20,000,000円/棟

※1 耐震改修工事を行う場合に限る、※2 延べ床面積1,000㎡以上(階数が3以上のものに限る)、※3 用途により1,250,000円/棟

☒ kyoju@city.ibaraki.g.jp

課 ☎ 655・2755、☎ 620・1730、
☎ 620・1660

時 7月26日(火)、午後1時～5時、**所** 市役所南館8階会議室、**対** 高齢者・障害者等、**定** 先着8組、**内** 賃貸住宅探しの相談、**備** 府営・市営住宅の斡旋なし、**申** 7月1日～13日に、電話またはファックス・メールで、居住政策

住まい探し相談会を開催

内 土地区画整理事業に関する審議等、
申 7月11日までに、下
図読み取りから申込み
たは、電話で都市政策
課 ☎ 620・1660



多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

☒ 子世帯(中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯)と親世帯(子世帯の父母または祖父母)の



マンション管理計画認定制度のご利用を

分譲マンションの管理計画が一定基準を満たす場合、適切な管理計画を持つマンションとして市の認定を受けることができます。認定されると、住宅金融支援機構のフラット35やマンション共用部分リフォーム融資の金利の引き下げ等が予定されています。

☒ 市内の分譲マンション、**備** 管理組合による認定申請要、**問** 居住政策課 ☎ 655・2755

建築物の耐震診断・改修補助・除却補助制度

☒ 平成12年(非木造と除却は昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**内** 上表のとおり、**備** 詳細はお問い合わせください。**問** 居住政策課 ☎ 655・2755

花火はルールを守って

花火をするときは、次のことに注意しましょう。▼風が強いときはやめる、▼燃えやすいものの近くでは遊ばない、▼人や建物に向けない、▼禁止された公園等ではしない、▼ほぐして火

葉を取り出したり、一度にたくさんに火をつけたりしない、▼子どもだけでは遊ばない、▼水バケツを用意し、水に浸けて完全に火を消す、▼ごみは必ず持ち帰る。**問** 予防課 ☎ 622・6950

地域緑化活動の緑化樹無償配付

敷地の接道部やコミュニティスペース等多くの人の目に触れる場所で地域の人々が協同で行う緑化活動を対象に緑化樹の無償配付を実施します。

☒ 時 来年2～3月頃、**備** 詳細は下図読み取り参照、**申** 8月26日までに、電話で公園緑地課 ☎ 620・1654



大雨に備えましょう

大雨に備えて、市の水害・土砂災害ハザードマップ等に加えて、リニューアルされた「おおさか防災ネット」(左図読み取り参照)で各種防災情報の入手方法を事前に確認しておきましょう。**問** ハザードマップII危機管理課 ☎ 620・1617、おおさか防災ネットII府危機管理室災害対策課 ☎ 6944・6183



水道メーター検針にご協力を

水道メーターの検針を効率的に行うため、次のことにご協力ください。▼メーターボックス付近に犬をつながな



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

い、上に物を置かない、中は清潔にする、▼メーターボックスが家の増改築等で屋内や床下になる場合は、市指定給水装置工事業者に依頼して、検針のしやすい場所に移設する。 **問** 水道部 営業課 ☎ 620・1691

公共下水道への接続を

生活環境の改善、河川等の水質汚濁を防止するため、生活排水が下水道へ接続されていない家庭等は、下水道へ接続する工事をお願いします。 **問** 下水道施設課 ☎ 620・1667

公設浄化槽の設置希望者を募集

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるため、市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排出される生活排水とし尿の浄化処理施設）を設置し、維持管理する公設浄化槽事業を行っています。

対 対象地域（泉原、上音羽、下音羽、長谷、銭原、清阪）にある、浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅または事業所、
¥【分担金】（例）延床面積130㎡以下（5人槽）≒19万5千円、130㎡超（7人槽）≒21万4千円、宅内配管・電気工事等は別途工事費要、**【使用料】**（例）4070円（2か月で水道40㎡使用）、**備** 申込後に市の調査あり、工場等から排出される処理困難な物質を含む水や雨水は接続できません。 **申** 電話または直接、下水道施設課 ☎ 620・1664

悪質業者に「ご注意ください」

チラシや広告の甘い言葉での勧誘や、市からと称して検査や修繕を口実に家庭を訪問し、宅内の下水道や下水ますの清掃・修理、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄等を行い、高額な代金を請求する悪質な業者による被害が多発しています。市では、訪問販売・修繕等は行っていません。不審に思った場合は、指定工事を紹介しますので、ご相談ください。 **問** 下水道施設課 ☎ 620・1667、水道部総務課 ☎ 620・1690

水防団員を募集

淀川右岸水防事務組合では、集中豪雨や津波等水害から生命と財産を守るため、堤防の監視・警戒等を行う水防団員を募集します。

対 市の組合防御区域内（安威川沿い先鉾橋下流）に居住または勤務先がある18歳以上の健康な人、**備** 報酬等あり、**問** 同組合 ☎ 06・6302・8721

環境

COOL CHOICE CHALLENGE

作品募集

内 COOL CHOICEをイメージした環境に配慮した取組みを募集、**備** 審査通過作品は、11月19日・20日の環境フェ

ATOCHI NEWS

どうなる？ 市民会館跡地エリア

問 市民会館跡地活用推進課 ☎ 655・2757



Vol.10 おにクル開館を見据えた WS

ワークショップ

今回は、新施設・広場「おにクル」の活用に向けて、昨年度実施したワークショップ「ミルミルフムフムツクール」と参加者の声を紹介します。

同ワークショップでは、暮らしをデザインする方法を学びながら、おにクル開館を見据えて、茨木の日常を楽しく充実させるための活動や過ごし方を考えました。昨年10月には、参加者がチームを作り、IBALAB@広場で社会実験としてそれらの活動などを実践。3月には、「ミルミルフムフムツクール展」として、ハンドメイドやDIYで廃材や古着等から新しいモノを作り出して販売する取組みなど、6つの活動の展示（下図読み取り参照）を行いました。これらの取組みは開館に向けて継続して行っていく予定です。

ワークショップ参加者からは「まちへの愛着が高まった」「茨木を盛り上げようとしている素敵なおとくさん出会えてとても嬉しかった」などの声がありました。なお、今年度もIBALAB@広場や他の公共施設での社会実験を計画しています。順次市HP等でお知らせしますので、ぜひご参加ください！



ワークショップの様子

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

いばらき
大学探訪



今月は
追手門学院大学

環境政策企画課
☎ 620・1605



追大独自視点でニュースを見る「OTEMON VIEW」

同大学では、身近な話題をきっかけに大学の教育・研究内容を分かりやすく伝えることを目的に、「ニュースの面白さは、見方次第」をコンセプトとして「OTEMON VIEW」というサイトを開設しています。

日々移り変わる世の中の出来事を、同大学の教員らが専門的知見に基づいて読み解き、令和2年に開設して以来、これまで約60件の記事を掲載しています。キラキラネームを認知科学の視点から取り上げたものや、NHK朝ドラ「おちょやん」(2020年度後期)が描いた上方芸能と道頓堀に関するもの、新型コロナウイルス感染症に関するものなど、さまざまな記事を日々更新しています。ぜひご覧ください(右図読み取り)。

問合先 同大学広報課 ☎ 641・9590



住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

対自宅に①住宅用太陽光発電システム

アで来場者による投票を実施、入賞者には賞品を贈呈、応募者に2いばらき環境ポイント付与、詳細は市HP参照、**申**10月7日までに、郵送・メール(住所・氏名・電話番号・メールアドレスを記入)で、〒567-8505 環境政策課 ☎ 620・1644、✉ colicc@city.ibaraki.jp

ム・②①と同時期に設置の家庭用燃料電池(エネファーム)・③自然循環型太陽熱温水器・④強制循環型ソーラーシステム・⑤蓄電システムを設置後(①は電力受給後) 6か月以内の人、**¥**①出力1kW当たり1万2500円(上限4kW)、②④⑤上限4万円、③上限3万円、**備**②は①と同時申請のみ、各10いばらき環境ポイント付与、**申**3月10日までに、申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課 ☎ 620・1644

家庭用生ごみ処理機等の購入費を助成

¥購入費の2分の1(100円未満は切り捨て)、電気が必要としない容器(コンポスト容器等) Ⅱ1基につき上限5千円(5年以内に2基まで)、電源を必要とする機器(生ごみ処理機) Ⅱ上限2万円(5年以内に1基)、**備**申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、**申**申請書(資源循環課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課 ☎ 620・1814

缶はルールを守ってリサイクル

飲料や菓子等の飲食物が入っていた缶は、市で資源物として回収しています。水洗いをして、できるだけ潰した状態で、中身が見える透明な袋に入れて出してください。なお、ペンキやエンジンオイル等の飲食物以外のものが入っていた缶は資源物ではありませんので、大きさを分けて、普通ごみ、粗大ごみ(小型または大型)の日にだしてください。**問**分別資源循環課 ☎ 620・1814、収集Ⅱ環境事業課 ☎ 634・0351

商工・消費生活

ECサイト活用等を支援

対市内に事業所を有する中小企業者ま

たは個人事業主のECサイトの初期導入費用やECサイト導入・海外貿易に係るコンサルタンツ費用(サーバー等機器、ランニングコストは対象外)、**¥**対象経費の3分の2(上限20万円)、**備**申請前に要相談、**申**来年3月30日までに、申込用紙(市HPからダウンロード)を郵送または直接、〒567-8505 商工労政課 ☎ 620・1620

給水機を設置する事業者の購入費やレンタル費を助成

対不特定多数の市民等が利用できる給水機を市内店舗等に設置する市内事業者・商店街組合等、**¥**購入Ⅱ購入費の2分の1(上限10万円)、レンタルⅡ給水機レンタル費・設置費の全額(上限額はレンタル費用9千円、設置費1万5千円)、**備**給水機使用に伴う水道料金・電気料金等は事業者負担、**申**来年1月31日までに、申請書(資源循環課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課 ☎ 620・1814

市内中小企業者と大学等との連携による商品開発等を支援

市内中小企業者が大学等と共同で研究開発等の事業を実施する場合、補助金を交付します。

対市内に事業所を有する中小企業者(みなし大企業除く)で、大学等と連携して行う次の事業、①新製品、新技術、新サービスの研究開発事業、②業



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **☎**・**☑** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、

補助事業	事業内容	対象
地域魅力アップイベント創出育成事業	観光客の誘致と市の知名度向上に寄与するイベント	市民団体等
産業活性化プロジェクト促進事業（※）	市内企業や商品のPRとなるイベント等	市内事業者等
	付加価値の高い新製品等の試作・開発	

※事業の一例を市 HP に掲載

☑ 左記の事業に補助金を交付、**☑** 審査（書類、プレゼンテーション）あり、各事業の募集要領と申請書類は、7月1日から商工労政課で配付（市HPからダウンロード可）、**☑** 7月1日～29日に、直接、同課 ☎ 620・1620

地域の活性化に貢献する事業等に補助金を交付

業務改善、販路拡大等の経営革新に係る事業、**③** その他地域産業の振興に寄与すると認められる事業、**☑** 対象経費の2分の1（上限は連携大学等が市内大学等 500万円、その他 300万円）、**☑** 事業実施前に要申請、申請前に要相談、**☑** 7月1日～29日に、申込用紙（商工労政課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 ☎ 620・1620

退職金は中退共制度で

1620

☑ 同センター（商工労政課内） ☎ 620・1620

中小企業退職金共済（中退共）は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助

就職サポートセンターのご利用を

☎ 620・1620

同センターでは、専門の相談員がじっくり相談に応じ、アドバイスはもちろんのこと、一人ひとりに最適な就職支援プランを立て、事業所での就労体験や、他の専門機関の紹介、職業訓練の案内等を行うなど、1日でも早い就職を応援しています。また、仕事上の悩みやトラブルの相談のほか、転職を希望する場合も、利用することができます。ぜひご利用ください。**☑** 専門の相談員（仕事なんでも相談員）の相談一問火・水・木曜日、午前10時～午後4時（毎月最終木曜日は正午まで）、**☑** 同センター（商工労政課内） ☎ 620・1620

事業者へのアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者（市民・市内法人のみ）や、商店街または中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等予定（いずれも小売業・飲食店のみ）の事業者に、改装工事費の一部を補助（上限50万円）しています（工事計画前に要相談）。本制度は利用後10年が経過すると、再度利用できません。**☑** 商工労政課 ☎ 620・1620

茨木の

お店に行こう♪

Vol.29

商工労政課 ☎ 620・1620

市の補助制度利用店を紹介

リモネ
Limone
太田二丁目 10-33
☎ 609・5869（要予約）
ランチ = 11:30 ~ 17:00
ディナー = 18:00 ~ 21:30
日曜日・祝日休、駐車場なし



イタリア料理とお菓子が至福のひとときを

今年2月、イオンタウン茨木太田から北に約700mの住宅街にオープンしたイタリア料理とお菓子が楽しめるお店です。夫の賢人さんはイタリア料理、パティシエである妻の敬子さんはお菓子を担当しています。学生の頃からお店を出すことが夢だった二人が出会ったのは、料理の専門学校時代。卒業後は、それぞれに調理・製菓の技術や経営のノウハウなどを学びました。結婚、そして子どもを授かったのを機に、家族との時間も大切にしたいとの思いで、店舗付き住宅でお店を開業しました。

お店のおすすめは、形が異なる多種類の手打ちパスタ（夜のみ）と季節ごとに変わる生ケーキ。手打ちならではの小麦の香りともちっとした食感のパスタはどのソースとも相性抜群。ワインソムリエの資格を持つ賢人さんの選ぶワインとの合わせ方で、さらに違った味も楽しめます。生ケーキは賢人さんの出身地である広島県産のレモンをはじめ、旬の食材を使ったものを季節毎に提供。「中央卸売市場や市内の農園から仕入れた食材など、今後も茨木の地場産品などを取り入れたい」と敬子さんは話します。

居心地よいアットホームな雰囲気の中、おいしいイタリア料理とお菓子で至福なひとときを楽しんでみては。



小田敬子さん・賢人さん



各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

☑ 問合先、**☑** メールアドレス、HP ホームページ、**☑** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

成します。家族従業員も加入できません。**☎** 中退共大阪コーナ― **☎** 06・6536・1851

茨木商工会議所の無料相談

☎ 8月16日(火)、【金融相談(事業資金・教育ローン)】午後1時～3時、【創業相談】午後2時～4時、**☎** 所・**☎** 同会議所 **☎** 622・6631

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご利用を

☎ 平日、午前9時～午後5時(水曜日は午後6時まで)、**☎** 所 府社会保険労務士会館(大阪市北区西天満二丁目1-30)、**☎** 対 中小企業・小規模事業者、**☎** 備 新型コロナウイルス感染症に関する労働相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用等の労務管理の相談(社会保険労務士等)、**☎** 同センター **☎** 0120・068・116、**☎** 所 hatarakikata@sr-osaka.jp

消費者ホットライン188のご利用を

「悪質商法等による被害にあった」などのトラブルで困っていることはありませんか。そんなときは一人で悩まずに、消費者ホットライン188にご相談ください。専門の相談員がトラブル



ル解決を支援します。**☎** 消費生活センター **☎** 624・1999(月～金曜日、午前9時～午後4時30分、第2・4土曜日、午前9時～正午)

求人

夏季学童指導員

☎ 7月21日(木)～8月24日(水)、原則午前8時～午後7時の間で3～8時間程度(シフト制)、**☎** 所 公立小学校(学童保育室設置校)、**☎** 時給 1041円、**☎** 備 事前研修あり、職務内容等詳細は学童保育課 **☎** 620・1801 にお問い合わせください。この期間以外も随時受付、**☎** 申 下 図読み取りから申込みは、電話で人事課 **☎** 620・1601



その他

審議会等の会議の公開状況

市では、市政運営の透明化を図り、開かれた市政を推進するため「審議会等の会議の公開に関する指針」を定め、その運用に努めています。昨年度は、80の審議会等のうち、49の審議会等で、延べ457件の会議を開催し、傍聴者は延べ118人でした。また、「介護認定審査会」等、一部の会議は、個人情報保護等の

観点から非公開としました。なお、個別の審議会等の開催回数、公開・非公開の別、傍聴人数等の詳細は、市HP、市役所南館1階情報ルームで閲覧できます。**☎** 政策企画課 **☎** 620・1605

スポーツ推進審議会を開催

☎ 8月3日(水)、午後7時から、**☎** 所 1グズWAM501・502、**☎** 内 スポーツ推進計画実施状況等、**☎** 備 一時保育は7月22日までに要申込、**☎** 同 スポーツ推進課 **☎** 620・1608

マイボトル専用給水機のご利用を

ペットボトル等のプラスチック容器のごみを減らすため、市役所にマイボトル専用給水機を設置しています。ぜひご利用ください。

☎ 所 市役所本館1階パスポートセンター前、**☎** 同 資源循環課 **☎** 620・1814

本人通知制度の登録で不正取得の防止を

全国的に身元調査等を目的に、第三者が戸籍謄本等を不正取得する事例が明らかになっています。市では、本人以外の第三者に住民票(写)や戸籍謄本等を交付した場合、本人へ交付した事実を封書で通知する「本人通知制度」を実施しています。同制度は、不正取得による権利侵害の防止と、不正請求に対する抑止力として有効です。通知を希望する場合は事前の登録(無料)

が必要です。

☎ 本市の住民票・戸籍に記載されている(されていた)人、**☎** 申 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を直接、市民課 **☎** 620・1621

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止

政治家が選挙区内の人に、お金や物などを贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。寄附行為には次のようなものが該当します。▼お歳暮・お年賀、▼秘書等が代理で出席する場合の結婚祝・葬儀の香典、▼葬儀の花輪・供花、▼病氣見舞、▼落成式・開店祝等の花輪、▼入学祝・卒業祝、▼町内会の集云・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入れ、▼地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入れ、▼祭りへの寄附・差入れ、**☎** 詳細は総務省HP参照、**☎** 同 選挙管理委員会事務局 **☎** 620・1675

小豆島町・竹田市宿泊施設利用補助は10日前までに申請を

姉妹都市・小豆島町と歴史文化姉妹都市・竹田市との交流促進を図るため、指定宿泊施設を利用する市民に対し、宿泊費用の一部を補助しています。**☎** 所 指定宿泊施設(市HPまたは文化振興課設置のチラシ参照)、**☎** 補助額 小豆島町 中学生以上1泊2千円、小学



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

三次救急医療について

府三島救急救命センターが6月末で閉院し、大阪医科薬科大学病院（高槻市大学町2-7）が7月1日から三次救急医療機関の認定を受けます。重篤な三次救急の患者は、同病院の新本館1階に整備された救急救命センターに搬送され、即座に高度な救急医療を受けることができます。問医療政策課 ☎655・2756

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの8月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの来年2月抽選分の申込受付は7月20日～31日に行います。【福祉文化会館】文化ホール 来年8月19日・

生1泊1500円、竹田市⇨中学生以上1泊5千円、小学生1泊3千円、利用額が補助額に満たない場合はその金額、**利用回数** 1人年間各1泊、**施設** 設へ直接予約後、宿泊日の10日前までに申請書（自署の場合は押印不要）を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1810

20日⇨終日、【クリエイトセンター】センターホール 来年8月3日・4日・19日・20日・22日⇨27日⇨終日、**多目的ホール** 来年2月1日⇨7日・11日・13日⇨19日⇨終日、2月8日・22日⇨午前9時⇨午後5時、2月10日⇨午後1時⇨10時、【生涯学習センター】**火曜日休み**（きらめきホール 2月1日・15日・22日⇨午後6時30分⇨9時30分、2月2日・9日・16日⇨午後0時30分⇨9時30分、2月4日・24日⇨26日⇨終日、2月8日⇨午前9時⇨正午、午後6時30分⇨9時30分、2月27日⇨午前9時⇨正午、【ローズWAM】**火曜日休み**）ワムホール 来年2月1日⇨13日⇨終日、2月16日・19日⇨午後0時30分⇨6時

狂犬病の予防注射を忘れずに

生後91日以上の犬の飼い主には、狂犬病予防法により毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、住所地の市町村が交付する「注射済票」を着けることが義務付けられています。

狂犬病は、発症するとほとんど死に至る怖い病気です。注射は動物病院で接種できます。接種時には、飼い犬登録している人に送付した「受診票」を必ず持参してください。住所や飼い主の変更、飼い犬死亡の場合等は、市に届出をしてください。また、受診票が届いていない場合は、ご連絡ください。【今年度の予防注射も、新型コロナナウ

イルス感染症の状況が落ち着いてからの接種を推奨しています。また、飼い犬登録の一部手続きは郵送でもできますので、ご利用ください。問市民生活相談課 ☎620・1603

いばらきのうた 〜ほどよくいい街いばらき市〜

文化振興財団主催のワークショップ「つくろいばらきのうた」に参加した市民の皆さんと一緒に作った歌が完成しました。YouTubeで配信していますので、左下図読み取りからご覧ください。【制作詞作曲】市民・杉田篤史さん、編曲 〃〃〃 岡田健次良さん、**問同財団** ☎625・3055



サマージャンボ宝くじ・サマージャンボミニの発売

収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売り場またはインターネット販売でお買い求めください。



【発売期間】7月5日(火)⇨8月5日(金)、【抽せん日】8月17日(水)、**問** (公財) 府市町村振興協会 ☎06・694117441

茨木ライオンズクラブ基金顕彰

【青少年育成・福祉・文化・スポーツ・学術・環境等の奉仕活動を市内で実施する個人・団体、**内** 社会奉仕の理念に基づき、善意をもって献身的に地域の中で奉仕活動が続ける5つの個人・団体に20万円の顕彰金を授与、**備** 同クラブ基金運営委員会で審査、結果は8月初旬頃に通知、**申** 7月20日までに、応募用紙（同クラブHPからダウンロード可）を郵送または直接、〒567-0816 永代町5-1-318 ソシオ1 3階、同クラブ事務局本川 ☎623・2162

ご寄附ありがとうございました

次の皆さんから、市へのご寄附（10万円以上、または相当品）をいただきました（敬称略）。◆イオンリテール(株) 40万9369円、◆加藤弘子 油絵（塩崎敬子作「二葉の露」）1点、◆北おおさか信用金庫 100万円、◆Dagas グループ「小さな灯運動」車椅子4台、◆トヨタカローラ新大阪(株) 燃料電池自動車MIRA1台、可搬型給電器1台、◆東奈良フットボールクラブ サッカーゴール1対、◆府立茨木工科高等学校 朝礼台2台、掲示板5台、◆松本電気工事(株) 20万円

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

問 問合先、✉ メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

7月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は40ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00(※1)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※1 1週間前、 8:45から電話または、 いばライフで予約(1週間前が 祝日の場合は、電話予約のみ直前の 開庁日) ※2 前日、8:45 から電話で予約(前 日が土・日曜日、 祝日の場合は、その 直前の開庁日) いばライフでの予 約の詳細は下図参照 
日曜法律相談 (先着7人)	31日(日)、9:00～12:30 (25日、8:45から電話または いばライフで予約)	
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00～15:30(※2)	
国の仕事に関する 行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110 にお問い合わせください。	
司法書士相談 (各日先着5人)	6日(水)=登記、相続、20日(水)・ 27日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30～12:00 (※2)	
土地家屋調査士相談 (先着5人)	20日(水)、9:30～12:00(※2)、 土地の境界等	
行政書士相談 (各種書類の書き方) (先着5人)	6日(水)、9:30～12:00(※2)、 相続、遺言、離婚協議書、許 可申請等	
宅地建物取引相談 (先着5人)	21日(水)、9:30～12:00(※2)、 不動産取引等	
税務相談 (各日先着5人)	14日(水)・28日(水)、 13:00～16:00(※2)	
戸籍相談 (先着4人)	21日(水)、14:00～16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、9日(土)・23日(土)、9:00 ～12:00	消費生活センター ☎624・1999
人権擁護委員 による人権相談	14日(水)・28日(水)、 13:00～15:00	
ひとり親のための 法律相談	26日(水)、13:00～16:00 (1日、8:45から電話で予約、 こども政策課☎620・1625)	市民生活相談課
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前も可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 FAX 627・1692
障害児相談 (18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 9:00～19:00(要予約※3) 発達・心理	
電話教育相談 ☎625・7830	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎0120・147970(小・中学生 対象)、☎627・5511(保護者 対象)、上記以外は☎0120・ 7285・25	教育センター ☎626・4407 ※3 市HPから申 込可
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00	

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除 く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除 く)、10:00～16:00	
男性のための 電話相談	20日(水)・27日(水)、 18:30～21:30	
女性のはたらき方 相談	9日(土)、9:30～12:30 (要予約)	
女性法律相談	16日(土)・21日(水)、 9:30～12:30 (1日、9:00から電話で予約)	
仕事なんでも相談	28日(水)、13:00～16:00	
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	人権センター ☎622・6613
人権や生活上の さまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、 9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宜☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660
お仕事じっくり 相談(要予約)	①1日(金)・②20日(水)・ ③28日(水)、13:30～15:30	
暮らし設計相談 (要予約)	①15日(金)・②8日(金)・ ③16日(土)、13:00～17:00 1日(金)、13:00～17:00	人権・男女共生課 ☎620・1640
生活困窮に関する 相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00 (予約優先)	暮らしサポートセン ターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752
経営相談	主に毎週月・火・金曜日、 10:00～17:00(予約優先)	
創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620
仕事なんでも 相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、28日は12:00まで)	
防火相談	毎日、9:00～17:00	消防本部 ☎622・6955
緑の相談	1日(金)、10:00～12:00、 13:00～16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等	市役所南館 1階ロビー 園公園緑地課 ☎620・1654
分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	12日(水)、9:00～12:00 (5日までに要予約)	
建築物の耐震、 建替え、改修等 の相談 (先着4組)	21日(水)、13:00～16:00 (14日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、